

奈良県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北倭土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	尾山 一郎	生駒市高山町四一二三
〃	谷 清明	〃 〃 三六八―二
〃	中岡 正勝	〃 〃 二六九二
〃	中田 忠彦	〃 〃 一二七二三
〃	山本 利昭	〃 〃 一〇五一四
〃	松尾 進	〃 〃 八六八八
〃	鈴木 與	〃 〃 八二四二
〃	細谷 豊	〃 〃 鹿畑町一四一五一
〃	浦嶋 眞男	〃 〃 上町一一六三
〃	中畑 信男	〃 〃 北田原町二一三四
監事	影林 則昭	〃 〃 高山町六三二六
〃	山岡 正美	〃 〃 鹿畑町一七九二
〃	山澤 利嗣	〃 〃 上町二四七七

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	尾山 一郎	生駒市高山町四一二三
〃	上武 久憲	〃 〃 九七四
〃	尾山 高生	〃 〃 四一二一
〃	小北 利裕	〃 〃 五五三九
〃	古川 佳昌	〃 〃 一一〇七七
〃	松尾 進	〃 〃 八六八八
〃	鈴木 與	〃 〃 八二四二
〃	福本 達廣	〃 〃 鹿畑町二四五三
〃	浦嶋 眞男	〃 〃 上町一一六三

” ” 監事 ”

山澤 山岡 影林 中畑
利嗣 正美 則昭 信男

” ” ” ”
上町二四七七 鹿畑町一七九二
高山町六三二六 北田原町二一三四